

登録事業者各位

一般社団法人茨城県ビルメンテナンス協会
会 長 川上 英則

「令和7年度 清掃作業従事者研修指導者講習会(新規・再講習)」 開催のご案内

盛夏の候 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当協会では、下記の趣旨等を踏まえ、添付の「令和7年度 清掃作業従事者研修指導者講習会(新規・再講習) 開催要項」のとおり、標記講習会を開催します。

つきましては、該当者の受講について、特段のご配慮をお願いします。

記

1 清掃作業従事者研修指導者講習会（以下「指導者講習会」という。）の趣旨及び目的

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年4月14日法律第20号。以下「建築物衛生法」という。）の規定に基づく「建築物清掃業（1号登録）」及び「建築物環境衛生総合管理業（8号登録）」の登録事業者は、建築物衛生法で定める「登録に必要な人的要件」を満たすための研修として、清掃作業従事者に対する研修（以下「従事者研修」という。）を実施することになっている。

本講習会の目的は、登録事業者が自ら行う従事者研修の指導者を育成し、企業内研修の体制を整えることにある。

2 指導者講習会の開催

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会（以下「全国協会」という。）は、建築物衛生法に基づく指定団体事業の一環として、厚生労働省生活衛生課長通知により指導者講習会を開催していることから、当協会では、全国協会に協力、全国協会が定めた「業務規定」に基づき、指導者講習会を開催している。

3 留意事項

（1）認定期間

3年間

（2）受講申込み

新規講習：初めて受講される方

再講習：今までに受講された方

（3）注意点

全国協会では、指導者講習会を受けていない指導者による従事者研修の場合、研修実施状況（計画）書への証明はしておりません。